

令和8年度グリーン経営認証取得・更新助成事業要領

令和8年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証制度の認証登録を新規取得又は更新した場合に、その費用の一部を助成することにより、業務の効率化・環境の改善を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象

会員の県内事業所（支店・営業所を含む。）が、令和8年4月1日から令和9年2月22日までの間にグリーン経営認証を新規取得又は更新した場合

4 助成件数

1会員あたり新規取得又は更新のどちらか1回限りとする。

5 助成金額

(1) 新規取得の場合 100,000円（消費税を除く）

(2) 更新の場合 50,000円（消費税を除く）

ただし、上記金額に満たない場合はその額とする。

6 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 1,300,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「グリーン経営認証取得・更新助成事業申請書」（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。